

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅を所有している方へ

昭和56年5月31日以前に建てられた住宅は、現在の耐震基準を満たしていない場合があります。  
また、平成12年5月31日以前の住宅も、耐震性が十分でない場合があります。



大きな地震に備えて  
あなたの家を補強しませんか？

# 木造住宅の 耐震改修を 支援します

耐震改修工事費の一部を補助!

補助額

対象工事費用の **80%**

最大 **1,150,000円**

募集期間

(土日祝日を除く)

2026年5月7日～29日

◎2027年2月末までに

実績報告書の提出が必要です。

募集戸数

1戸 (抽選)

◎募集期間中に募集戸数に達しない場合は、  
期間を延長して先着順に申請を受付けます。

お問い合わせ

八戸市 都市整備部 建築指導課 (別館6階)

詳しくは市のホームページからも  
ご覧いただけます→

☎ 0178-43-9137

☎ 0178-41-2302

✉ [kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp)



**対象住宅** 下記の要件のすべてに該当するもの

- 八戸市内にあるもの
- 平成12年5月31日以前に建築され、増改築されていないもの
- 一戸建ての専用住宅または併用住宅(※)で地上階数が2以下のもの
- 在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅
- 所有者等が居住または居住を予定しているもの
- 建築士が行った耐震診断により、倒壊の危険性があると判断されたもの

※併用住宅:延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下のもの



**対象者** 下記の要件のすべてに該当するもの

- 補助対象住宅の所有者等
- 市税を滞納していない者
- 暴力団員でなく、暴力団もしくは暴力団員と関係を有していない者
- 過去に補助金を受けて住宅の新築工事や耐震改修工事を実施していない者

**対象工事**

- 耐震改修工事
- 建替え工事

対象外 × 補助金の交付決定前に着手した工事  
 × 耐震改修工事以外の増築工事およびリフォーム工事  
 × 建替え工事以外の建築工事および外構工事等  
 × 建替え工事に伴う、既存住宅の除却工事

申し込み時に必要な書類

- ① 八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書  
建築指導課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- ② 申請者の本人確認ができる書類  
マイナンバーカード／運転免許証／パスポート等の写し
- ③ 住宅の所有者を確認できる書類  
固定資産税納税通知書と課税明細書の写し／建物登記全部事項証明書等
- ④ 住宅が平成12年5月31日以前に建築されたことが確認できる書類  
確認済証の写し／建物登記全部事項証明書等
- ⑤ 所有者との親族関係を確認できる書類(申請者が所有者以外の場合)  
戸籍謄本等
- ⑥ 委任状(代理申請の場合)
- ⑦ 耐震診断結果の分かるもの(ア～ウのいずれか)  
ア耐震診断結果報告書の写し  
イ誰でもできるわが家の耐震診断  
ウ旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票  
※イ、ウは建替え工事の場合のみで診断した建築士の記名があるもの
- ⑧ 市税の滞納がないことを確認できる書類  
市税の滞納がないことの証明書、または同意書
- ⑨ 案内図

当選後に追加で必要な書類

- ⑩ 工事同意書(所有者が複数の場合、または申請者が所有者以外の場合)
- ⑪ 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等(耐震改修工事の場合)
- ⑫ 確認済証の写し(建築確認を要する工事の場合)
- ⑬ 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- ⑭ 配置図、平面図など工事概要が分かる図面
- ⑮ 口座振替受領申出(変更届)票

耐震改修支援の流れ



年間を通して相談を受付しています。  
 どうぞ、お気軽にご相談ください。